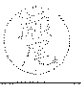


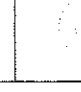
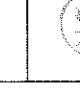


支出負担行為書 物品

起案責任者	市民協働部スポーツ振興課 主任 新開 健太郎	(庁内電話 242 /)
起案日	令和 4年 5月20日	

決 裁	市民協働部スポーツ振興課									
	課長	課長補佐	係長	担当						
										

令和 4年度 契約番号 2022000233

支出負担行為額		¥78,430,000	負担行為限度額	¥296,000,000
			予算現額	¥296,000,000
			配当予算残額	¥217,570,000
所属	0103080000 市民協働部スポーツ振興課		執行伺番号	344
会計	01 一般会計		負担行為番号	18747 59627
予算区分	1 現年		業務区分	物品
事業番号	12990		契約方法	指名競争入札
節内訳番号	11741		契約額	¥78,430,000
款	10 教育費		うち消費税額	¥7,130,000
項	06 保健体育費			
目	03 保健体育施設整備費			
事業	02 体育館等建設事業費			
	02 体育館等建設事業費【政策】			
	55 スポーツ施設の整備と活用			
	00			
節	17 備品購入費			
細節	01 器具費			
細々節	001 器具費			

件名	移動式観覧席
納入場所	飯塚市新体育館1階
納入期限	令和 5年 3月31日

債権者	1000059364
住所	飯塚市新立岩4番4号
名称	グッドイナフ株式会社 代表取締役 原田 拓郎

備考	
----	--

購入明細書 (決定)

明細合計額 ¥71,300,000
 消費税 ¥7,130,000
 税込合計額 ¥78,430,000

契約番号 2022000233

1	物品番号 003005001						
品名	その他の椅子						
規格	移動式観覧席						
単価		数量	1	単位	式	金額	¥71,300,000
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	

令和 4 年 6 月 27 日

原 案 可 決

議案第61号

財産の取得(移動式観覧席)

市民公園に整備中の新体育館に移動式観覧席を設置するため、次の財産を取得するものとする。

令和4年6月13日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 取得する財産 移動式観覧席
- 2 取得価格 78,430,000円
- 3 契約の相手方 飯塚市新立岩4番4号
グッドイナフ株式会社
代表取締役 原田 拓郎
- 4 契約の方法 指名競争入札

提案理由

移動式観覧席を取得するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

令和 4 年 6 月 29 日

上記の通り議決したことを証明する。

飯塚市議会議長 秀 村 長 利





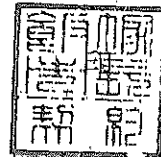
物品供給仮契約書

1. 件名 移動式観覧席
2. 納入場所 飯塚市新体育館1階
3. 契約金額 78,430,000 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,130,000 円也)
4. 規格・数量等 別紙仕様書のとおり
5. 納入期限 令和5年3月31日まで
6. 契約保証金 免除
7. その他
この契約は仮契約であり、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)の規定による議会の議決日又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定による専決処分を行った日から本契約として認められるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 **4** 年 **5** 月 **20** 日

発注者 飯塚市
代表者 飯塚市長 片峯 誠



受注者 〒820-0004 福岡県飯塚市新立岩4-4
クレイン3ビル801号
グッドイナフ株式会社
代表取締役 **原田 拓郎**
TEL 0948-24-4003 FAX 0948-52-6580



(総則)

第1条 受注者は、発注者が提示した仕様書等があるときは、それに基づき頭書の契約金額をもって頭書の納入期限までに契約物件を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生じる権利若しくは義務を第三者の譲渡し又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(契約内容の変更等)

第3条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(納入期限の延長)

第4条 受注者は、その責めによらない理由により納入期限内に契約物件を納入することができないことが明らかになったときは発注者に対して遅滞なくその事由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただしその延長日数は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第5条 受注者は契約物件を納入期限までに定められた場所に持参して発注者に引き渡し、発注者は供給物品受取後10日以内に検査するものとする。

2 前項の検査に合格しなかったときは、受注者は、発注者が指定した期限内に適正な供給物品と取換え再検査を受けなければならない。

(契約代金の支払い)

第6条 受注者は、前条の検査に合格したときは、所定の手続きに従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 契約物件に数量、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、発注者は受注者に対して相当の期間を定めて、その契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は修補又は代替物の引渡しによる履行の追完に代え若しくは修補又は代替物の引渡しによる履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は修補を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に納入しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第8条 発注者は、その契約物件を納入するまでの間は、第9条から第10条の3までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限内にその契約物件を納入しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に契約物件を納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) 納入期限内にその契約物件を納入させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約物件の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合、又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、現存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第12条又は第13条の規定によらないでこの契約を解除したとき。

(談合その他不正行為の場合の解除権)

第10条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(暴力団関与の場合の解除権)

第10条の3 発注者は、警察からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (9) 暴力的組織又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条 第9条各号、第10条各号、第10条の2各号及び第10条の3各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。
- (2) 第3条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限内にその契約物件の納入を完了することができないとき。
 - (2) 契約物件に契約不適合があるとき。
 - (3) 第9条各号、第10条各号及び第10条の3各号の規定により、契約物件の納入後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金額の1/10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第9条各号、第10条各号及び第10条の3各号の規定により契約物件の納入前にこの契約が解除された場合
 - (2) 契約物件の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約代金額から納入完了部分に相当する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第16条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第6条第2項の規程による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等に伴う損害賠償)

第17条 受注者は、受注者がこの契約に関して第10条の2各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約代金額の2/10に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。納品が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害が同項に規定する金額を超える場合において、当該超過分を併せて請求することを妨げるものではない。

(解除に伴う措置)

第18条 発注者は、この契約が契約物件の納入前に解除された場合においては、既納部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既納部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、既納部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任期間等)

第19条 発注者は、当該目的物に関し、第5条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年を経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合期間については適用しない。

8 発注者は、契約物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(あっせん)

第20条 この契約の条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

(相殺)

第21条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(補則)

第22条 この契約書に定めのない事項については、飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号)によるほか、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

※ この約款に定める遅延利息は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により変更があったときは変更後の率とする。

約を
者に
は、
まで

査に
する
は、

と代
に意こ

てが
に消
不

の旨
がそ

その
と者

金銭
を

仕様書

1 件名 移動式観覧席

2 規格

(1) 本体寸法

間口： 6,460mm

段数： 7

総高さ： 収納時 2,461mm、リフトアップ移動時 2,561mm

各段高さ： 320mm

奥行き： 使用時 6,695mm、収納時 1,170mm

各段奥行き： 850mm

縦通路幅： 900mm

縦通路数： 1

(2) 席数

1ユニット： 84席

総席数： 84席×6ユニット=504席

(3) 主要部材

支柱、ローラーカバー、アーム、ブレーシング、リアビーム、フロントビームにより構成し、鋼材の規格は以下相当とする。

支柱：角鋼管 - BS EN 10219 S275

ローラーカバー：鋼板曲げ加工品 - BS EN 10025 S275

リアビーム、フロントビーム、アーム：鋼板ロール成形品 - JIS G 3134 SPFH590

表面仕上げは合成樹脂焼付塗装、色はブラックグレーとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動観覧席と同色とする。

(4) 床踏材

厚さ t18mm プラスチック化粧合板

色はブラックとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動観覧席と同色とする。

表面ノンスリップエンボス加工付きとする。

(5) ステップ (補助段)

各段の通路には独立した補助段を設定し、安全に歩行できること。

1段目のステップは着脱式 (置式) とする。

通路部ノンスリップは補助ステップ部3方向、各段先端は通路間口間に設

置とし、アルミ押し出し材（シルバー）とする。

(6) 総重量

本体重量および積載時総重量は、以下のとおりとする。

本体総重量： 2,837kg (±3%)

積載時総重量： 8,297kg (±3%)

(本体総重量+65kg×84人)

建築床に掛かる荷重については荷重分布図を提示すること。

荷重分布図は契約締結後、速やかに提出すること。

(7) 最大積載荷重

300 kg/m²以上とする。

(8) 椅子

椅子は座自動跳ね上げ式としコンパクトに畳める方式とする。

座の跳ね上げは緩起立機構を有し、離席時の作動音を低減すること。

背、座は高密度ポリエチレンブロー成型品で、強度、耐衝撃性に優れていること。

なお、合板、インジェクション成型、ガスインジェクション成型は不可とする。

背座固定金物はアルミ合金ダイキャスト製で堅牢であること。

椅子起立装置は手動方式とする。起立完了時は、自動でロック装置が作動し椅子が誤って転倒しないものとする。またガススプリングを有し、椅子引き上げ時の重量軽減および、転倒時の作動速度を抑制し椅子、床への衝撃を緩和すること。

椅子背・座の色は 15 色より選択できるものとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動観覧席と同形状・同色とする。

(9) その他

移動観覧席は建築本体の専用倉庫にすべて収納できること。

各部材の構成は、部分修理・交換が可能なよう設計されていること。

(10) 付属部品

1)側着脱式手摺 84本 (専用台車に収納)

角鋼管加工品、合成樹脂焼付塗装。

塗装はブラックグレーとし、発注者と協議の上、決定とする。

設置床面から 1,100mm の高さを全幅確保し、縦格子形状・格子間の隙間は 80 mm～110 mmとする。

設置後の抜け落ち防止の対策が施されていること。

2)後部着脱式手摺 36本 (専用台車に収納)

角鋼管加工品、合成樹脂焼付塗装。

塗装はブラックグレーとし、発注者と協議の上、決定とする。
設置床面から 1,100mm の高さを全幅確保し、縦格子形状・格子間の
隙間は 80 mm~110 mm とする。

設置後の抜け落ち防止の対策が施されていること。

3) 置き式ステップ 6箇所 本体床に収納

置き式ステップ設置後のズレ防止の対策が施されていること。

4) 着脱式サイドカーテン 84枚 本体床に収納

布製で防炎機能があること。

装着後にフック等の突起物がないこと。

たわみや隙間がないように装着されること

5) 着脱式バックカーテン 36枚 本体床に収納

布製で防炎機能があること。

装着後にフック等の突起物がないこと。

たわみや隙間がないように装着されること

6) 本体操作ハンドル 4本

7) リフター台車 2台 (1ペア)

運搬時の安全性を考慮した設計となっていること。

キャスターは直径 50 mm 以上、幅 40 mm 以上、車輪材料はポリウレタン、
重量用ローラーベアリング付きとする。

3 輪のターンテーブル式とし、1 台に 6 セット以上使用し、初動時の
操作力を軽減すること。

リフトアップは油圧上下方式とする。

8) 手摺用台車 9台

9) ブロック間塞ぎ 28枚 本体床に収納

鋼板製、合成樹脂焼付塗装、レギュラートリム付き。

10) 椅子操作ハンドル 6本 本体床に収納

(11) 安全機能

1) 展開時の蛇行を防止するために、平行展開機能を有すること。

(12) 操作方法

1) 移動観覧席の設営に際し、移動観覧席の移動はリフター台車 2 台でリ
フトアップし人力により所定位置まで移動し、設置できること。

2) 本体の展開・収納は、専用操作ハンドルで行えること。

3) 本体展開時、収納時、リフトアップ時はロック機構により、各々の状態
が保持されること。

3 保証等

(1) 保守、及び保証等

- 1)メーカーによるアフターサービス、メンテナンスのための専門の組織体制が整備されているものであること。
納品時に組織体制が分かる資料を提出すること。
- 2)緊急時の連絡受付窓口が整備されており、休日においてもサービス体制の整備がなされているものであること。
- 3)保証期間について、納入検査後1年間は、通常の使用により故障した場合は無償修理に応じるものであること。
- 4)納入後15年以上のメンテナンス部品供給を保証できるものであること。
- 5)納入後2年目以降については、任意契約でメーカーによる保守点検を行う体制を整備しているものであること。

(2) 納入実績

- 1) 移動式観覧席の設計、製造、施工を継続して行っており、毎年継続して納入実績があるメーカーの商品であること。
施設名、納入年、席数などを示した納入実績表は、契約締結後速やかに提出すること。
要件を満たし、またそれに相当する体制を整えることを書面により証明すること。

- 4 納入期限 令和5年3月31日
- 5 納入場所 飯塚市新体育館1階
(手動全体移動式観覧席収納スペース)
- 6 支払 納入後、請求のあった日から30日以内に支払う。
- 7 その他 納入にあたっては、スポーツ施設係担当と調整を行うこと。

質問事項

回答

「(3) 主要部材」に関して「主柱：角鋼管-BSEN 10025 S275」の削除希望。

「鋼材の規格は以下相当とする。」としているため削除できません。

「(3) 主要部材」に関して、「別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動観覧席と同色」を「同似色程度」に変更希望。

「同似色程度」に変更します。

「(4) 床踏材」に関して、「厚さ t 18mm プラスチック化粧板」を「厚さ t 18mm プラスチック化粧板、または長尺シート張り合板」に追加希望。

施設の統一性を考慮し、変更できません。

「(4) 床踏材」に関して、「色はブラックとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動式観覧席と同色とする。」を「同似色程度」に変更希望。

「同似色程度」に変更します。

「(6) 総重量」に関して、「本体総重量：2,837kg (±3%)、積載時総重量：8,297kg (±3%)」をどちらも (±8%) に変更希望。

荷重の設計上、変更できません。

「(8) 椅子」に関して「背、座は高密度ポリエチレンブロー成型品で」を「背、座は高密度ポリエチレンブロー成型品、および樹脂インジェクション成型品として」に追加希望。

クッション性、耐候性、強度、耐衝撃性及び建築工事分との統一性を考慮し、背座は高密度ポリエチレンブロー成型品とします。

「(8) 椅子」に関して「なお、合板、インジェクション成型、ガスインジェクション成型は不可とする。」を削除希望。

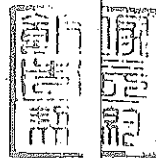
上記理由により、削除できません。

「(8) 椅子」に関して「またガススプリングを有し」を削除希望。

安全操作のため必要であり、削除できません。

「(8) 椅子」に関して「椅子背・座の色は15色より選択できるものとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動式観覧席と同形状・同色とする。」を削除希望。

施設の統一性を考慮し、削除不可。なお、「同形状・同色」を「同形状・同似色程度」に変更します。





仮契約締結について（伺）

起案責任者	総務部契約課 主事 前田 沙紀	(庁内電話 1403)
起案日	令和 4年 5月19日	

決 裁	総務部契約課									
	市 長	副 市 長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	担 当			

令和 4年度 契約番号 2022000233

契約金額	¥78,430,000		
うち消費税額及び地方消費税額	¥7,130,000		
所属	市民協働部スポーツ振興課		
件名	移動式観覧席		
納入期限	令和 5年 3月31日		
納入場所	飯塚市新体育館 1階		
契約保証金	10 契約規則第5 2条第2項第3号により免除		

契約業者番号	1000059364	
住所	飯塚市 新立岩 4番 4号	
名称	ダッドイナフ株式会社 代表取締役 原田 拓郎	
電話番号	24-4003	
FAX番号	52-6580	

備考	
----	--

契約締結明細書

契約番号 2022000233

No. 1	物品番号 003005001								金額	¥71,300,000.0000
品名 規格	その他の椅子 移動式観覧席									
数量	1.00	単位	式	単価		税区分	対象	税率	10.00	

No.	物品番号								金額	
品名 規格										
数量		単位		単価		税区分		税率		

No.	物品番号								金額	
品名 規格										
数量		単位		単価		税区分		税率		

No.	物品番号								金額	
品名 規格										
数量		単位		単価		税区分		税率		

No.	物品番号								金額	
品名 規格										
数量		単位		単価		税区分		税率		

No.	物品番号								金額	
品名 規格										
数量		単位		単価		税区分		税率		

No.	物品番号								金額	
品名 規格										
数量		単位		単価		税区分		税率		

No.	物品番号								金額	
品名 規格										
数量		単位		単価		税区分		税率		

入札（見積）執行表（結果）

令和 4年度 契約番号 2022000233 入札（見積）日 令和 4年 5月19日 入札（見積）時間 午前 9時 0分

件名	移動式観覧席				
納入場所	飯塚市新体育館 1階				
	業 者 名	第 1 回入札（見積）額	第 2 回入札（見積）額	第 3 回入札（見積）額	摘要
1	株式会社 S・Y	¥80,000,000			
2	グッドイナフ株式会社	¥71,300,000			落札
3	株式会社サンテック				辞退
4	株式会社三和通商				辞退
5	株式会社玉置				辞退
6	株式会社ツシマ				辞退
7	株式会社信田文苑堂				辞退
8	株式会社福岡ソフトウェアセンター	¥72,500,000			
9	合資会社丸大商店				辞退
10	有限会社ユーアイ事務機				辞退
11	株式会社麻生情報システム 飯塚事業所				辞退
12	有限会社小川商事 飯塚店				辞退
13	株式会社トータルオフィス 筑豊営業所				辞退
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

上記の入札（見積）の結果は、次のとおり

(1) 業者名 グッドイナフ株式会社
代表取締役 原田 拓郎

TEL 24-4003

(2) 落札（決定）金額 **¥71,300,000**

(3) 契約金額 **¥78,430,000** うち消費税相当額 ¥7,130,000

上記のとおり入札（見積）結果を報告します。なお、契約金額は入札（見積）書記載金額に消費税相当分を加算したものです。

入札書

令和 4年 5月19日

(宛先)
飯塚市長

飯塚市契約規則及び関係書類を承諾の上入札します。

金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		7	1	3	0	0	0	0	0	0

(税抜金額)

件名 移動式観覧席

納入場所 飯塚市新体育館 1階

所在地

商号

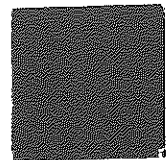
代表者
職氏名

代理人
(任意)

〒820-0004 福岡県飯塚市新立岩4-4
クレイン3ビル801号

グッドイナフ株式会社
代表取締役 原田 拓郎

TEL 0948-24-4003 FAX 0948-52-6580



- (注)
- 金額欄には見積もった契約希望金額の税抜金額を記載してください。
 - 金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。
 - 本入札書は、封筒に入れ書面に件名及び住所・商号・氏名を記載してください。

入札書

令和 4年 5月19日

(宛先)
飯塚市長

飯塚市契約規則及び関係書類を承諾の上入札します。

金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		¥	8	0	0	0	0	0	0	0

(税抜金額)

件名 移動式観覧席

納入場所 飯塚市新体育館 1階

所在地 福岡県飯塚市小正298番地29

商号

株式会社 S・Y

代表者
職・氏名

代表取締役 坂平由美

代理人
(任意)

- (注)
1. 金額欄には見積もった契約希望金額の税抜金額を記載してください。
 2. 金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。
 3. 本入札書は、封筒に入れ書面に件名及び住所・商号・氏名を記載してください。

入札書

令和 4年 5月19日

(宛先)
飯塚市長

飯塚市契約規則及び関係書類を承諾の上入札します。

金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		¥	7	2	5	0	0	0	0	0

(税抜金額)

件名 移動式観覧席

納入場所 飯塚市新体育館 1階

所在地 福岡県飯塚市幸袋526番地1

商号 株式会社 福岡ソフトウェアセンター

代表者 代表取締役 高倉 孝

職氏名
代理人
(任意)

- (注)
- 金額欄には見積もった契約希望金額の税抜金額を記載してください。
 - 金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。
 - 本入札書は、封筒に入れ書面に件名及び住所・商号・氏名を記載してください。

辞 退 届 /

件 名 移動式観覧席 /

上記について指名を受けましたが、下記により入札を辞退します。

辞退理由

商品が入手困難なため入札を辞退いたします。

令和4年5月2日

(宛先)

飯塚市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

福岡県飯塚市総前21番地
株式会社 サンテック
代表取締役 佐々木 健人
〒817-0001 飯塚市
4103

辞 退 届

件 名 移動式観覧席 /

上記について指名を受けましたが、下記により入札を辞退します。

辞退理由

取り扱い不可の為

令和 4 年 4 月 28 日

(宛先)
飯塚市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

福岡県飯塚市幸袋水江471-1
サンワ ツウシヨウ
株式会社三和通商
代表取締役 石戸 武志

辞 退 届

件 名 移動式観覧席

上記について指名を受けましたが、下記により入札を辞退します。

辞退理由

納期未定の為

令和 4 年 5 月 16 日

(宛先)

飯塚市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

飯塚市徳前24番地2
株式会社 玉置
代表取締役 玉置一貴



辞 退 届

件 名 移動式観覧席 /

上記について指名を受けましたが、下記により入札を辞退します。

辞退理由

納入期限、間に合わない為、辞退いたします。 /

令和 4 年 5 月 17 日


(宛先)
飯塚市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

〒820-0033 福岡県飯塚市穂前18番4号-1

株式会社 **ウシマ**

代表取締役 津島 雅



辞 退 届

件名

移動式観覧席

上記について、都合により入札を辞退します。

辞退理由

納期未定の為

令和 4 年 5 月 17 日

飯 塚 市 長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

飯塚市川島198番
株式会社 信田文
代表取締役 信 田



辞 退 届

件 名 移動式観覧席

上記について指名を受けましたが、下記により入札を辞退します。

辞退理由

弊社での対応ができない為

(令和4年5月19日 入札分)

令和 4 年 5 月 10日

(宛先)

飯塚市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

飯塚市西徳前1番2号
合資会社 丸大商店
無限責任社員 大上 泰 治
電 話 0948-22-3352



辞 退 届

件 名 移動式観覧席

上記について指名を受けましたが、下記により入札を辞退します。

辞退理由

見積り期限に間に合わない為

納品後のメンテナンス出来ない為

令和 4年 5月 17日

(宛先)
飯塚市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

飯 塚 市 横 田 4 9 - 1
有限会社 ユーアイ事務
代表取締役 平 山 隆

辞 退 届

件 名 移動式観覧席

上記について指名を受けましたが、下記により入札を辞退します。

辞退理由

指定された製品の納入が困難なため

令和4年5月10日

(宛先)
飯塚市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

福岡県飯塚市吉原町6番1号あいタウン3階
株式会社麻生情報システム
飯塚事業所
飯塚事業所長 大庭文志郎

辞 退 届

件 名 移動式観覧席

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

辞退理由

取り扱いが無い為

令和4年5月16日

飯塚市長 片峯 誠 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

福岡県飯塚市鯉田1983-1
有限会社 小川商事 飯塚店
店長 廣 田 孝 文
TEL 0948-26-3818
FAX 0948-26-3817



辞 退 届

件 名 移動式観覧席

上記について指名を受けましたが、都合により見積りをご辞退します。

辞退理由

提案させていただきました商品、規格に該当不可の為、申し訳ありませんがご辞退申し上げます。

令和4年5月16日

飯塚市長 様

処 在 地 飯塚市伊岐須後牟田 471-5

商号又は名称 株式会社 トータルオフィス

統 豊 営 業 所

所 長 鈴 川 充 行



質問事項

回答

「(3) 主要部材」に関して「主柱：角鋼管-BSEN 10025 S275」の削除希望。

「鋼材の規格は以下相当とする。」としているため削除できません。

「(3) 主要部材」に関して、「別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動観覧席と同色」を「同似色程度」に変更希望。

「同似色程度」に変更します。

「(4) 床踏材」に関して、「厚さ t 18mm プラスチック化粧板」を「厚さ t 18mm プラスチック化粧板、または長尺シート張り合板」に追加希望。

施設の統一性を考慮し、変更できません。

「(4) 床踏材」に関して、「色はブラックとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動式観覧席と同色とする。」を「同似色程度」に変更希望。

「同似色程度」に変更します。

「(6) 総重量」に関して、「本体総重量：2,837kg (±3%)、積載時総重量：8,297kg (±3%)」をどちらも (±8%) に変更希望。

荷重の設計上、変更できません。

「(8) 椅子」に関して「背、座は高密度ポリエチレンブロー成型品で」を「背、座は高密度ポリエチレンブロー成型品、および樹脂インジェクション成型品として」に追加希望。

クッション性、耐候性、強度、耐衝撃性及び建築工事分との統一性を考慮し、背座は高密度ポリエチレンブロー成型品とします。

「(8) 椅子」に関して「なお、合板、インジェクション成型、ガスインジェクション成型は不可とする。」を削除希望。

上記理由により、削除できません。

「(8) 椅子」に関して「またガススプリングを有し」を削除希望。

安全操作のため必要であり、削除できません。

「(8) 椅子」に関して「椅子背・座の色は15色より選択できるものとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動式観覧席と同形状・同色とする。」を削除希望。

施設の統一性を考慮し、削除不可。なお、「同形状・同色」を「同形状・同似色程度」に変更します。

入札指名（見積）通知書

次の指名競争入札（見積）に参加されるよう通知します。

記

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 件名 | 移動式観覧席 |
| 2. 納入場所 | 飯塚市新体育館 1階 |
| 3. 現場説明会 | 省略 |
| 4. 担当 | 市民協働部スポーツ振興課 |
| 5. 入札(見積)日時 | 令和 4年 5月19日 午前 9時 0分 |
| 6. 入札(見積)場所 | 飯塚市役所 入札室 |
| 7. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 8. 入札保証金 | ○契約規則第10条第2項第2号により免除 |

※注意事項

- 入札（見積）日時に参加がない場合は棄権とみなし無効とします。
上記による無効の場合は、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱別表第2第9号（不正又は不誠実な行為）に該当し、指名停止となることでもありますので、送り間違い等のないようご注意ください。
- 入札（見積）書は所定の様式を用い、件名及び名称、氏名を記載した封筒に入れて提出してください。
- 代理人が入札する場合は必ず委任状を持参し、代表者の氏名及び代理人の氏名を記入の上、代理人の印鑑で入札をしてください。
- 入札（見積）書中必要な事項で判明できないものは無効とします。
- 入札（見積）回数は原則として 3 回までとします。
- 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税分に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の税抜金額に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札（見積）に参加しない場合は、入札辞退届を提出してください。
- 入札参加者が1名（者）となった場合は入札を中止することがあります。
- 本件は、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（平成18年飯塚市条例第57号）の規定による議会の議決後に本契約とする予定です。（議決までの期間は仮契約となります。）

仕様書の内容について

仕様書の内容について不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

記

◎ 件名	移動式観覧席
◎ 質疑期限	令和4年5月12日 (木)
	午後 5 時 00 分 まで 【期日厳守】
◎ 回答期限	令和4年5月13日 (金)
	午後 5 時 00 分 までに担当課より回答
◎ 担当課	スポーツ振興課
◎ 担当者	有吉 (ありよし)
◎ 連絡先	0948-22-5500 (内線 2421)

***** 注意事項 *****

同等品の確認については、質疑期限までに仕様内容のわかるカタログ等を直接担当課(担当者)へ持参し、確認を行うこと。
(参考商品で入札する場合は、同等品の確認は不要。)

◆入札会においては公正な競争秩序の確保の観点から適正な入札をお願いします。

甲

指名伺

起案責任者	総務部契約課 主事 前田 沙紀	(庁内電話)
起案日	令和 4年 4月22日	

総務部契約課										
決 裁	市 長	副 市 長	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	担 当			
	新	世	評	山	木	藤	田			

令和 4年度 契約番号 2022000233

1. 件名 移動式観覧席
2. 納入場所 飯塚市新体育館 1階
3. 業者一覧 別紙のとおり

別紙のとおり決定のうえは、別紙により通知してよいでしょうか。


執行伺書 物品



起案責任者	市民協働部スポーツ振興課 係長 有吉 英樹	(庁内電話 242-1)
起案日	令和 4年 4月 4日	

決 裁	市民協働部スポーツ振興課									
	市 長	副 市 長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	担 当			
合 議	行政経営部財政課									
	部 長	課 長	係 長	担 当						

令和 4年度 契約番号 2022000233

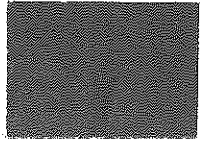
購入予定額		予算現額	¥296,000,000
うち消費税額		配当予算残額	
負担行為限度額		執行伺番号	344
所属	0103080000 市民協働部スポーツ振興課	業務区分	物品
会計	01 一般会計	契約方法	指名競争入札
予算区分	1 現年	契約依頼先	0101050000
事業番号	12990	総務部契約課	
節内訳番号	11741		
款 項 目 事業	10 教育費 06 保健体育費 03 保健体育施設整備費 02 体育館等建設事業費 02 体育館等建設事業費【政策】 55 スポーツ施設の整備と活用 00		
節 細節 細々節	17 備品購入費 01 器具費 001 器具費	 A2022000233A	

件名	移動式観覧席(新体育館分)
納入場所	市民協働部スポーツ振興課 飯塚市新体育館1階
概要	別添仕様書のとおり
納入期限	令和 5年 3月31日

備考	
----	--

執行伺書 物品明細書

明細合計額
消費税
税込合計額



契約番号 2022000233

1	物品番号 003005001						
品名	その他の椅子						
規格	移動式観覧席						
単価		数量	1	単位	式	金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	
	物品番号						
品名							
規格							
単価		数量		単位		金額	

仕様書

1 件名 移動式観覧席

2 規格

(1) 本体寸法

間口： 6,460mm

段数： 7

総高さ： 収納時 2,461mm、リフトアップ移動時 2,561mm

各段高さ： 320mm

奥行き： 使用時 6,695mm、収納時 1,170mm

各段奥行き： 850mm

縦通路幅： 900mm

縦通路数： 1

(2) 席数

1ユニット： 84 席

総席数： 84 席×6 ユニット=504 席

(3) 主要部材

支柱、ローラーカバー、アーム、ブレーシング、リアビーム、フロントビームにより構成し、鋼材の規格は以下相当とする。

支柱：角鋼管・BS EN 10219 S275

ローラーカバー：鋼板曲げ加工品・BS EN 10025 S275

リアビーム、フロントビーム、アーム：鋼板ロール成形品・JIS G 3134
SPFH590

表面仕上げは合成樹脂焼付塗装、色はブラックグレーとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動観覧席と同色とする。

(4) 床踏材

厚さ t18mm プラスチック化粧合板

・色はブラックとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動観覧席と同色とする。

表面ノンスリップエンボス加工付きとする。

(5) ステップ (補助段)

各段の通路には独立した補助段を設定し、安全に歩行できること。

1 段目のステップは着脱式 (置式) とする。

通路部ノンスリップは補助ステップ部 3 方向、各段先端は通路間口間に設

置とし、アルミ押し出し材（シルバー）とする。

(6) 総重量

本体重量および積載時総重量は、以下のとおりとする。

本体総重量： 2,837kg（±3%）

積載時総重量： 8,297kg（±3%）

（本体総重量+65kg×84人）

建築床に掛かる荷重については荷重分布図を提示すること。

荷重分布図は契約締結後、速やかに提出すること。

(7) 最大積載荷重

300 kg/m²以上とする。

(8) 椅子

椅子は座自動跳ね上げ式としコンパクトに畳める方式とする。

座の跳ね上げは緩起立機構を有し、離席時の作動音を低減すること。

背、座は高密度ポリエチレンブロー成型品で、強度、耐衝撃性に優れていること。

なお、合板、インジェクション成型、ガスインジェクション成型は不可とする。

背座固定金物はアルミ合金ダイキャスト製で堅牢である事。

椅子起立装置は手動方式とする。起立完了時は、自動でロック装置が作動し椅子が誤って転倒しないものとする。またガススプリングを有し、椅子引き上げ時の重量軽減および、転倒時の作動速度を抑制し椅子、床への衝撃を緩和すること。

椅子背・座の色は15色より選択できるものとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動観覧席と同形状・同色とする。

(9) その他

移動観覧席は建築本体の専用倉庫にすべて収納できること。

各部材の構成は、部分修理・交換が可能なよう設計されていること。

(10) 付属部品

1)側着脱式手摺 84本（専用台車に収納）

角鋼管加工品、合成樹脂焼付塗装。

塗装はブラックグレーとし、発注者と協議の上、決定とする。

設置床面から1,100mmの高さを全幅確保し、縦格子形状・格子間の隙間は80mm～110mmとする。

設置後の抜け落ち防止の対策が施されていること。

2)後部着脱式手摺 36本（専用台車に収納）

角鋼管加工品、合成樹脂焼付塗装。

塗装はブラックグレーとし、発注者と協議の上、決定とする。

設置床面から 1,100mm の高さを全幅確保し、縦格子形状・格子間の隙間は 80 mm～110 mm とする。

設置後の抜け落ち防止の対策が施されていること。

3) 置式ステップ 6箇所 本体床に収納

置き式ステップ設置後のズレ防止の対策が施されていること。

4) 着脱式サイドカーテン 84枚 本体床に収納

布製で防炎機能があること。

装着後にフック等の突起物がないこと。

たわみや隙間がないように装着されること

5) 着脱式バックカーテン 36枚 本体床に収納

布製で防炎機能があること。

装着後にフック等の突起物がないこと。

たわみや隙間がないように装着されること

6) 本体操作ハンドル 4本

7) リフター台車 2台 (1ペア)

運搬時の安全性を考慮した設計となっていること。

キャスターは直径 50 mm 以上、幅 40 mm 以上、車輪材料はポリウレタン、重量用ローラーベアリング付きとする。

3輪のターンテーブル式とし、1台に6セット以上使用し、初動時の操作力を軽減すること。

リフトアップは油圧上下方式とする。

8) 手摺用台車 9台

9) ブロック間塞ぎ 28枚 本体床に収納

鋼板製、合成樹脂焼付塗装、レギュラートリム付き。

10) 椅子操作ハンドル 6本 本体床に収納

(11) 安全機能

1) 展開時の蛇行を防止するために、平行展開機能を有すること。

(12) 操作方法

1) 移動観覧席の設営に際し、移動観覧席の移動はリフター台車 2 台でリフトアップし人力により所定位置まで移動し、設置できること。

2) 本体の展開・収納は、専用操作ハンドルで行えること。

3) 本体展開時、収納時、リフトアップ時はロック機構により、各々の状態が保持されること。

3 保証等

(1) 保守、及び保証等

- 1)メーカーによるアフターサービス、メンテナンスのための専門の組織体制が整備されているものであること。
納品時に組織体制が分かる資料を提出すること。
- 2)緊急時の連絡受付窓口が整備されており、休日においてもサービス体制の整備がなされているものであること。
- 3)保証期間について、納入検査後1年間は、通常の使用により故障した場合は無償修理に応じるものであること。
- 4)納入後15年以上のメンテナンス部品供給を保証できるものであること。
- 5)納入後2年目以降については、任意契約でメーカーによる保守点検を行う体制を整備しているものであること。

(2) 納入実績

- 1) 移動式観覧席の設計、製造、施工を継続して行っており、毎年継続して納入実績があるメーカーの商品であること。
施設名、納入年、席数などを示した納入実績表は、契約締結後速やかに提出すること。
要件を満たし、またそれに相当する体制を整えることを書面により証明すること。

4 納入期限 令和5年3月31日

5 納入場所 飯塚市新体育館1階（手動全体移動式観覧席収納スペース）

6 支払 納入後、請求のあった日から30日以内に支払う。

7. その他 納入にあたっては、スポーツ施設係担当と調整を行うこと。